

令和4年第1回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和4年 2月18日  
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和4年 2月18日(金) 9時30分宣告

会議録署名議員の氏名 13番 石田 茂春 議員 14番 高宮 陽一 議員

1. 出席議員

1番 岡田 智子	7番 村上 謙武	13番 石田 茂春
2番 牧野 牧子	8番 菊地 政文	14番 高宮 陽一
3番 藤野 定幸	9番 西尾 幸太郎	15番 米澤 壽重
4番 齋藤 則子	10番 池田 賢治	16番 池田 信博
5番 田中 一隆	11番 安部 大助	
6番 大江 寿	12番 前田 芳樹	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	村上 和久
副町長	大庭 孝久	建設課長補佐	岸本 則和
教育長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	野津 千秋
住民保健担当課長	広江 和彦	布施支所長	竹本 久
環境課長	原 秀人	五箇支所長	藤野 一
商工観光課長	鳥井 登	都万支所長	砂本 進
農林水産課長	河北 尚夫	中出張所長	村上 克樹
地域振興課長	宇野 慎一	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 町長提出議案の題目

承認第 1 号 令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

議 第 1 号 工事請負変更契約の締結について〔八田集合住宅改修工事（建築主体工事）〕

議 第 2 号 工事請負変更契約の締結について〔八田集合住宅改修工事（機械設備工事）〕

議 第 3 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ衛生設備改修工事(1期工事)〕

議 第 4 号 工事請負変更契約の締結について〔運動公園野外照明施設長寿命化工事〕

議 第 5 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐島文化会館大ホール照明設備改修工事〕

議 第 6 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和4年第1回隠岐の島町議会臨時会を開会します。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により13番：石田 茂春 議員、14番：高宮 陽一 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

### 日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第1号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」から議第6号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」までの7件を一括して議題といたします。

### 日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました7件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

#### ○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

おはようございます。

本日、「令和4年第1回隠岐の島町議会臨時議会」を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症におきましては、ご案内のとおり県下、「まん延防止重点地域」に指定され、2月20日をもって解除される予定となっております。しかし、残念ではございますが、我が町におきまして1月以来の感染者が昨日2名確認されました。

現在、周辺の濃厚接触者について保健所において調査中であり、その結果を踏まえ、今後、対応をしてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

我が町におきましては、6月を目途に全町民の皆様方へのワクチン接種が終えるよう進めておりますが、やはり何よりもお一人おひとりが、感染リスクの高い場所への外出、移動の自粛、また、「新しい生活様式」の実践につきるものであり、引き続きご協力をお願いするところでございます。

本日の臨時会でございますが、令和3年度一般会計補正予算及び工事請負変更契約の締結、指定管理者の指定の7件の諸議案を提案させていただいております。

十分なるご審議をいただきますようお願いし、招集にあたってのご挨拶といたします。どうかよろしくようお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、承認第1号の「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分

について」であります。昨年12月20日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の補正額は1億500万円の追加でありまして、補正後の予算額を189億67万円といたしました。

補正の内容は、令和3年中に子育て世帯への「臨時特別給付金」を現金で10万円一括支給するため、事業費を追加したところであります。

財源につきましては、国庫支出金であります。

続きまして、議第1号から議第5号までの5件につきましては、工事請負変更契約の締結に関する議案であります。

まず、議第1号の「工事請負変更契約の締結について〔八田集合住宅改修工事(建築主体工事)〕」についてであります。建物内部の解体及び外壁の欠損調査の結果、室内左官工事及び外壁欠損部の補修を追加する必要性が生じました。また、長期的な使用を見据え、窓ガラスシールの打替え、及び網戸枠の取替えを追加したことから、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第2号の「工事請負変更契約の締結について〔八田集合住宅改修工事(機械設備工事)〕」についてであります。建物内部の解体の結果、浴室排水の床下配管スペースの確保が困難であり、単独の排水管を追加したことから、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第3号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ衛生設備改修工事(1期工事)〕」についてであります。既設の機械及び電気設備が想定以上に劣化していたため、新しい部品に交換する必要性が生じました。また、トイレの既設の壁の改修につきましては、一旦撤去して施工する予定としておりましたが、撤去により下地構造材に与える影響が懸念されるため、壁の上から施工可能な工法に変更したことから、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第4号の「工事請負変更契約の締結について〔運動公園野外照明施設長寿命化工事)〕」についてであります。消費電力を抑えるため、全照明の点灯と一部照明の点灯ができるよう照明制御方法を変更することとしたため、電線管及びケーブルが増加したことから、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第5号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐島文化会館大ホール照明設備改修工事)〕」についてであります。世界的な半導体不足により、一部の照明機器について工

期内の納品が見込めないこととなり、施工を取りやめることとしたことから、工事費を減額する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第6号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」についてであります。当該施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、公募したところ、2回にわたる募集期間内での応募はありませんでしたが、その後、株式会社 隠岐商事からの申し出があり、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会」を開催し、提案書に基づくヒアリング等を実施した結果、当該団体において適正な管理が見込めると判断し、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、7件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いをいたします。

#### ○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時40分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時40分 ）

#### ○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 9時55分 ）

（ 本会議再開宣告 9時55分 ）

#### 日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

承認第1号議案について質疑ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、議第1号議案について質疑ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

議第2号議案について質疑ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

議第3号議案について質疑ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

議第4号議案について質疑ございませんか。

( 「なし」の声を確認 )

議第5号議案について質疑ございませんか。

( 「なし」の声を確認 )

議第6号議案について質疑ございませんか。

14番：高宮 陽一 議員

**○14番（高宮 陽一）**

話せる部分があれば紹介してもらいたと思いますが、今回、共立メンテナンスが撤退をするということですが、応募が無かったということで、共立メンテナンスの方が経営から手を引いた理由等が、話せることがありましたらお願いしたいと思います。

**○番外（商工観光課長 鳥井 登）**

やはり、一番はコロナによるところの経営の打撃という風に伺っています。

**○14番（高宮 陽一）**

コロナ以外に経営的にどうのこうのとか、例えば本土の方の事業に重点を置きたいというようなことではなく、あくまでも経営的なことで撤退ということによろしいですか。

**○番外（商工観光課長 鳥井 登）**

はい。そうでございます。

**○議長（池田 信博）**

他に、質疑はございませんか。

( 「なし」の声を確認 )

以上で、議第6号議案についての質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 10時00分 )

( 全員協議会開会宣告 10時00分 )

**○議長（池田 信博）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣告 10時18分 )

( 本会議再開宣告 10時18分 )

**日 程 第 6. 討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の、承認第1号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について」から議第6号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」についてまでの7件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番：牧野 牧子 議員

## ○2番（ 牧 野 牧 子 ）

議第4号の「運動公園野外照明施設長寿命化工事の請負変更契約」について、私は反対いたします。

反対理由として、令和3年9月議会にて議第83号「運動公園野外照明施設長寿命化工事の請負契約の締結について」、担当課より野外照明の水銀灯が生産中止となったとの理由から、LED照明への取替えが大規模工事ではありますが、消費電力もかなり抑えられるとの説明により「賛成」をした議案でありました。

以上のことから、今回の「工事請負変更契約」の内容は工事が始まってから緊急を要する想定外のものでは無く、点灯方法の変わる変更であり、昨年の9月議会までに予測可能であったと考えられます。

今回の工事を変更することで、その補正額に見合った長寿命化に繋がる詳細な説明が無かった。今回の請負変更の額は少額ではありますが、金額の問題では無く、そこに至った過程について私たち議員がチェック機能である立場から、私は今回の議第4号については「反対」いたします。以上です。

## ○議長（ 池 田 信 博 ）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なしの声」を確認 ）

次に、原案に反対者の発言を許します。

3番：藤野 定幸 議員

## ○3番（ 藤 野 定 幸 ）

私も議第4号議案について「反対」いたします。

当初1億3,145万円でLEDに交換されることによって、電気代が半分になると、そのように聞いておりました。長寿命化も図られると、そのとおりでと思います。

それで、一部照明を消したりするのも最初のやつで7個ずつ3系統で、それが十分できると思っております。まして113時間という使用時間で電気代は21万円ぐらいと聞いておりました。そこに、ものが半分になる訳です。また284万5,700円も足して、なぜ、そこまです

る必要があるのか。これは、私は選ばれた立場として、住民に説明できません。ちゃんと、こういう理由でと言うことができないので、やはりこれは「贅沢」でないかなと。

これは最初の3系統でやるべきではないかなということ、私は「反対」いたします。以上です。

#### ○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なしの声」を確認）

次に、原案に反対者の発言を許します。

7番：村上謙武議員

#### ○7番（村上謙武）

私も議第4号の「運動公園野外照明施設長寿命化工事請負変更契約の締結」に対して、反対の立場で討論をいたします。

反対する主な理由は、今回の工事変更の内容がどうしても変更しなければならない必要性があるとは言い難い内容であること。かつ、工事変更に伴い工事費が約284万5,000円増額することになるという2つの理由からであります。

この度の運動公園野外照明設備の長寿命化工事は、先ほど担当課長より説明があったように、多目的広場、野球場に設置されている高さ21mの6基のナイター照明装置の水銀灯、計126個をLED照明に取り替え、かつ一基あたりに取り付けている21個の照明灯を3系統に分けて、点灯が調整できるようにする工事内容のものであります。確かなことは、今回の長寿命化工事によって照明灯は水銀灯からLEDに替わり、更に一基あたりの照明も3系統により点灯調整ができるようになったことで、消費電力に関しては大幅な改善が十分に見込まれる状況にあるということです。

議第4号議案で示された工事変更内容は、消費電力を更に抑えるために、一基あたり取り付けている21個のLED照明灯を3系統から更に7系統に分け、より細かな点灯の調整ができるようにするための「工事請負変更契約」であります。

私は、多目的広場の夜間利用者数や、利用頻度、利用目的や利用時間等を総合的に判断した場合、一基あたりの照明の制御系統を3系統から7系統に増やさなければならない必要性は非常に低いのではないかと判断し、工事費の大幅な増額が発生するこの度の「工事請負変更契約」は認めるべきではないという立場であります。

本町では今後、小・中学校の公共施設の長寿命化工事が予定されております。厳しい財政運営が続く中で、公共施設の整備計画を着実に進めていくためにも、工事費の抑制は大きな

要素となってまいります。

以上のような理由から、私は議第4号の議案に「反対」するところであります。議員の皆様にも熟慮いただき、ご賛同をいただきますようお願いいたします。

### ○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なしの声」を確認 ）

他に討論は、ありませんか。

（ 「なしの声」を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

### 日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の、承認第1号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号は原案のとおり「承認」されました。

次に、議第1号「工事請負変更契約の締結について〔八田集合住宅改修工事（建築主体工事）〕及び議第2号「工事請負変更契約の締結について〔八田集合住宅改修工事（機械設備工事）〕」の2件について、採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第1号及び議第2号の2件は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第3号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐ポートプラザ衛生設備改修工事（1期工事）〕」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第3号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第4号「工事請負変更契約の締結について〔運動公園野外照明施設長寿命化工事〕」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、議第4号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第5号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐島文化会館大ホール照明設備改修工事〕」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第5号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第6号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第6号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和4年第1回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 10時33分 )

以 下 余 白